



# 単元株式数の変更及び 株式併合に関するQ&A

平成29年6月23日開催の当社定時株主総会におきまして決議されました「株式併合の件」及び「定款一部変更の件(単元株式数の変更)」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、Q&Aをご用意しましたので、ご一読のほどお願い申し上げます。

なお、本Q&Aは、平成29年5月17日付け適時開示「単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」の抜粋となります。

ANAホールディングス株式会社



## Q 1 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A1. 東京証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、**平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更すること**といたしました。あわせて、当社株式の投資単位の価格水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、当社株式について**10株を1株に併合**を行うことといたしました。

## Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A2. 株主総会における議決権の行使及び売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では**単元株式数を1,000株から100株に変更**いたします。

## Q 3 株式併合とはどのようなことですか？

A3. 複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回、当社では**10株を1株に併合**いたします。

## Q 4 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか?

### A4. 所有株式数について

株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。

#### 議決権数について

株式併合によって株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更(1,000株から100株への変更)を行うため、株主様の議決権数は変わりません。

具体的には次のとおりとなります。

効力発生前(平成29年9月30日まで)		効力発生後(平成29年10月1日以降)		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数
例1	5,000株	5個	500株	5個
例2	3,200株	3個	320株	3個
例3	875株	なし	87株	なし
例4	6株	なし	なし	0.6株

上表の例2及び例3の場合 効力発生後においても単元未満株式(例2では20株、例3の場合は87株)がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただけます。

上表の例3及び例4の場合 発生する端数株式数(例3では0.5株、例4では0.6株)につきましては、法令に基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。対象となる株主様には12月中旬に処分代金をお支払いたします。

例4の場合は、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

## Q 5 端数株式が生じないようにする方法はありますか?

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、**証券会社の口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社へ取扱方法をご確認ください。**証券会社の口座をご利用でない株主様は、裏面の当社株主名簿管理人の三井住友信託銀行証券代行部へお問い合わせください。なお、買増請求、買取請求にはそれぞれ下記の受付停止期間がありますのでご注意ください。

【株式併合の効力発生前(平成29年9月30日まで)】

単元未満株式買増請求受付停止期間 9/14~9/29

単元未満株式買取請求受付停止期間 9/26~9/29

※売買停止期間は、ございませんが、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は、平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

## Q 6 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A6. 株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、**株主様がご所有の株式の資産価値に変動はありません。**

(ご参考 平成29年3月31日の終値339.8円を元にした試算)

併合前:339.8円(株価)×**1,000株**(単元株式数)=339,800円(最低投資金額)

併合後:3,398円(株価)× **100株**(単元株式数)=339,800円(最低投資金額)

## Q 7 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A7. 業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として**株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。**

(ご参考 平成29年5月17日発表時の平成30年3月期の配当金予想を元にした試算)

併合前:1,000株所有×1株当たりの配当金 **6円**=6,000円(税引前配当金額)

併合後: 100株所有×1株当たりの配当金**60円**=6,000円(税引前配当金額)

## Q 8 スケジュールはどのようになっていますか？

A8. 次のとおり予定しております。

1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日(火)
100株単位での売買開始日	平成29年9月27日(水)
単元株式数及び発行可能株式総数の変更並びに株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(日)
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬
端数株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月中旬

## Q 9 株主自身で何か手続きは必要ですか？

A9. 特段の必要なお手続きはございません。

## Q10 株主優待に変更はありませんか?

A10. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待の配布基準を次のとおりといたします。  
(尚、実質的な発行基準に変更はありません。)

### 国内線ご搭乗優待

【平成29年9月末(現在の配布基準)】

ご所有株式数	株主優待番号ご案内書
1,000株～1,999株	1枚
2,000株～2,999株	2枚
3,000株～3,999株	3枚
4,000株～9,999株	4枚+4,000株超過分2,000株ごとに1枚
10,000株～999,999株	7枚+10,000株超過分4,000株ごとに1枚
1,000,000株～	254枚+1,000,000株超過分8,000株ごとに1枚

上記の他、9月末日に株主名簿に記載された1,000株以上ご所有の株主様お一人様に1冊、ANAグループ優待券を発行いたします。また11月下旬にカレンダーを送付します。



【平成30年3月末(単元株式数の変更及び株式併合後)以降の配布基準】

ご所有株式数	株主優待番号ご案内書
100株～199株	1枚
200株～299株	2枚
300株～399株	3枚
400株～999株	4枚+400株超過分200株ごとに1枚
1,000株～99,999株	7枚+1,000株超過分400株ごとに1枚
100,000株～	254枚+100,000株超過分800株ごとに1枚

上記の他、基準日末日に株主名簿に記載された100株以上ご所有の株主様お一人様に1冊、ANAグループ優待券を発行いたします。

尚、平成30年9月末以降、毎年9月末100株以上ご所有株主様にカレンダーを11月下旬に送付いたします。

### 【お問い合わせ先】

**証券会社の口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社へ、証券会社の口座をご利用でない株主様は、下記株主名簿管理人へお問い合わせください。**

#### ■株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### ■郵便物送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 平日9時～17時(土・日・祝休)